

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定について
(抜粋)

平成 2 2 年 1 月

福島県生活環境部

目 次（抜粋）

- 1 水質環境基準の法的根拠等
- 2 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定検討対象水域
- 3 類型指定の検討水域に係る情報等
 - (1) 日橋川
 - (2) 湯川
 - (3) 旧湯川
 - (4) 宮川
 - (5) 旧宮川
 - (6) 田付川
 - (7) 濁川
 - (8) 東山ダム貯水池
 - (9) 谷田川

1 水質環境基準の法的根拠等

(1) 水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項による水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

平成15年11月に「水生生物の保全に係る水質環境基準」（以下「水生生物保全環境基準」という。）が、新たに「生活環境の保全に関する環境基準」として位置付けられ、類型ごとに基準が定められた。

表 1-1 河川及び湖沼に関する水生生物保全水質環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	第1の2の(2) [*] により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	

※「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）の第1の2の(2)を示す。

(2) 環境基準の類型当てはめの権限について

環境基準の類型を当てはめる水域の指定（以下「類型指定」という。）については、環境基本法第16条第2項により、政令により国が指定する水域以外の水域については、当該水域が所属する区域を管轄する都道府県知事が指定することとされている。

(3) 水生生物保全環境基準の類型指定の基本的事項について

類型指定は、平成20年8月に一部改正された「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」に基づき行うこととされている。

この中で、類型指定を行うために必要な情報の把握については、下記ア～オの項目について行うこととされている。

- ア 水質の状況
- イ 水温の状況

- ウ 水域の構造等の状況
- エ 魚介類の生息の状況（下表により分類）
- オ 産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報

表 1-2 主な魚介類の淡水域における水域区分の分類

分類	生物 A	生物 B	その他
	主な種類（和名）	主な種類（和名）	主な種類（和名）
魚類	アマゴ・サツキマス	ウグイ	アユ
	ヤマメ・サクラマス	シラウオ	ワカサギ
	イワナ・アメマス	オイカワ	
	サケ（シロザケ）	フナ類	
	ニジマス	コイ	
	ヒメマス・ベニザケ	ドジョウ	
	カジカ	ナマズ	
		回遊性ヨシノボリ類 ウナギ ボラ	
その他の生物		スジエビ	
		テナガエビ	
		ヒラテテナガエビ	
		ミナミテナガエビ	
		ヌカエビ	
		モクズガニ	
		マシジミ	
		ヤマトシジミ	

出典：「水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について」（平成 18 年 6 月 30 日付け環境省水・大気環境局水環境課長通知）より作成

2 水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定の検討水域

本県において、BOD等の生活環境項目の環境基準が設定されている41河川、14湖沼（外に国指定：2河川1湖沼）について、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定を行うこととしており、これまでに29河川、1湖沼について類型指定を行ってきた。

今回は、次の8河川、1湖沼について類型指定を検討する。（図2）

阿賀野川水系：日橋川、湯川、旧湯川、宮川、旧宮川、田付川、濁川、東山ダム貯水池

阿武隈川水系：谷田川

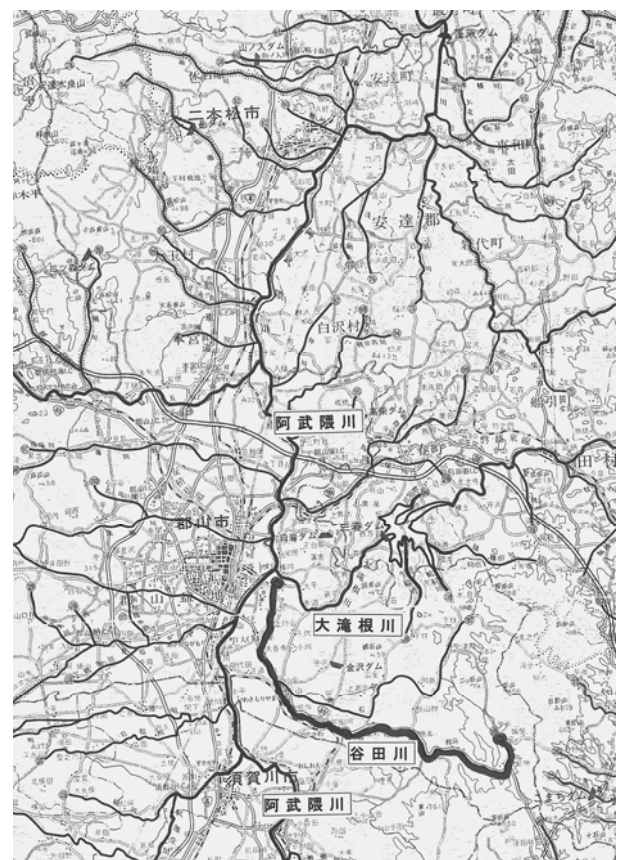
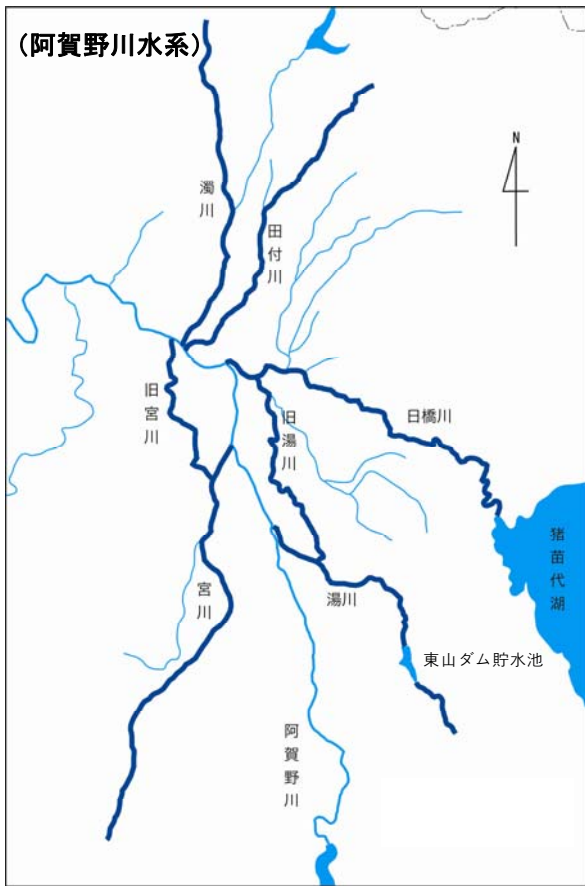


図2 水生生物保全環境基準の類型指定の検討水域

3 類型指定の検討水域に係る情報等（抜粋）

(1) 日橋川

(7) 検討結果

日橋川全域の情報を整理すると表 3-1-10 のとおりである。

表 3-1-10 日橋川における類型指定の判断情報

区 間	日橋川	
水質類型	A 類型	
水温分布	平均水温：12.3℃（12.2～12.6℃） 平均最高水温：24.2℃（22～25℃）	
河床材料	石、礫、砂	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	－	コイ、ギンブナ、ナガブナ、オイカワ、ウケクチ ウグイ、ウグイ、ドジョウ、ナマズ、トウヨシノ ボリ、ヌカエビ
現地調査	カジカ	コイ、ギンブナ、オイカワ、ウグイ、ドジョウ、 ナマズ、トウヨシノボリ、ヌカエビ、スジエビ
ヒアリング調査	－	コイ、フナ、ウグイ

猪苗代湖から金川発電所放流水路までの区間は発電取水により水量が安定しないため魚介類の生息には適さず、生息情報も得られなかった。

魚介類の生息がみられた金川発電所放流水路から下流域では、冷水性の魚介類（カジカ）の生息が1地点と限定的であり、主に温水性の魚介類（ギンブナ・ドジョウ等）の生息が確認されている。

以上を踏まえ、猪苗代湖から金川発電所放流水路までの区間は、魚介類の生息に適さない水域とし、金川発電所放流水路より下流の区間において、温水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当であると考えられる。

(イ) 特別域について

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。

漁業協同組合に対するヒアリングでは、発電取水のため日橋川の取水は安定せず、魚類は水位の変動とともに阿賀野川や周辺河川へと移動してしまう。

このことから、産卵場所等の保全が必要な特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

(ウ) 水域類型指定（案）について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状水質、水温、魚介類の生息状況を勘案すると、次表のとおりとすることが適当であると考えられる。

また、南大橋では全亜鉛が水生生物保全水質環境基準以下であるため、達成期間は直ちに達成とすることが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
日橋川 (金川発電所放流水路合流点より下流)	河川生物 B	直ちに達成	南大橋

注) 水域類型の欄は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に関する環境基準について）別表2の1(1)イに掲げる類型を示す。

(2) 湯川

(ア) 検討結果

湯川全域の情報を整理すると表 3-2-11 のとおりである。

表 3-2-11 湯川に関する類型指定の判断情報

区 間	湯川（滝見橋より上流）		湯川（滝見橋より下流）	
水質類型	A 類型		B 類型	
水温分布	平均水温：12.3℃（11～13℃） 平均最高水温：19.9℃（18～21℃）		平均水温：13.7℃（12～14℃） 平均最高水温：22.9℃（20～24℃）	
河床材料	岩、石、礫、砂		石、礫、砂	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	イワナ	－	ヤマメ	コイ、ギンブナ、オイカワ、ウケクチウグイ、ウグイ、ドジョウ、ナマズ、トウヨシノボリ、ヌカエビ
現地調査	ニッコウイワナ、ヤマメ、カジカ	－	ヤマメ、カジカ	コイ、ギンブナ、ウグイ、ドジョウ、ナマズ、ヌカエビ
ヒアリング調査	イワナ、ヤマメ	－	ヤマメ	コイ、ウグイ

滝見橋より上流では、冷水性の魚介類（ニッコウイワナ・ヤマメ等）の生息が確認されていることから、冷水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当であると考えられる。

また、滝見橋より下流では、冷水性の魚介類（ヤマメ・カジカ）及び温水性の魚介類（コイ・ギンブナ等）が確認されているが、ヒアリング調査から、ほぼ中間地点までヤマメが生息していること及び年平均水温が12～14℃程度（平均最高水温20～24℃程度）と比較的低温域であることから、本区間においても、冷水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当であると考えられる。

(イ) 特別域について

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。

漁業協同組合に対するヒアリングでは、上流域及び支川ではイワナ及びヤマメの産卵場所が散在的であることから、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

(ウ) 水域類型指定（案）について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状水質、水温、魚介類の生息状況を勘案すると、次表のとおりとすることが適当であると考えられる。

また、いずれの地点においても全亜鉛が水生生物保全水質環境基準以下であるため、達成期間は直ちに達成とすることが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
湯川 （東山ダム貯水池を除く）	河川生物 A	直ちに達成	滝見橋
			新湯川橋

注） 水域類型の欄は、昭和46年環境庁告示第59号（水質汚濁に関する環境基準について）別表2の1(1)イに掲げる類型を示す。

(3) 旧湯川

(ア) 検討結果

旧湯川全域の情報を整理すると表 3-3-9 のとおりである。

表 3-3-9 旧湯川における類型指定の判断情報

区 間	旧湯川	
水質類型	B 類型	
水温分布	平均水温：14.9℃（12～18℃） 平均最高水温：26.1℃（22～27℃）	
河床材料	石、礫、砂、泥	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	—	フナ属、オイカワ、ウグイ
現地調査	—	コイ、ギンブナ、オイカワ、 ウグイ、ドジョウ、ナマズ
ヒアリング調査	—	コイ、フナ、ウグイ

温水性の魚介類（オイカワ・ウグイ等）のみが確認されており、冷水性の魚介類は生息していないことから、全域で温水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当であると考えられる。

(イ) 特別域について

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。

漁業協同組合に対するヒアリングでは、旧湯川全域でコイ、フナ等が産卵している可能性があるようだが、場所は散在的であることから、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

(ウ) 水域類型指定（案）について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状水質、水温、魚介類の生息状況を勘案すると、次表のとおりとすることが適当であると考えられる。

また、いずれの地点においても全亜鉛が水生生物保全水質環境基準以下であるため、達成期間は直ちに達成とすることが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
旧湯川	河川生物 B	直ちに達成	栗ノ宮橋

注) 水域類型の欄は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号（水質汚濁に関する環境基準について）別表 2 の 1 (1)イに掲げる類型を示す。

(4) 宮川

(7) 検討結果

宮川全域の情報を整理すると表 3-4-9 のとおりである。

表 3-4-9 宮川における類型指定の判断情報

区 間	宮川	
水質類型	A 類型	
水温分布	平均水温：12.9 ℃（12～13 ℃） 平均最高水温：21.8 ℃（19～23 ℃）	
河床材料	石、礫、砂、泥	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	ヤマメ、エゾイワナ、ニッコウイワナ、カジカ	コイ、ギンブナ、オイカワ、ウグイ、ドジョウ
現地調査	ニッコウイワナ、ヤマメ、カジカ	コイ、オイカワ、ウグイ、ドジョウ、ナマズ、ヌカエビ
ヒアリング調査	イワナ、ヤマメ、カジカ	コイ、フナ、ウグイ

上流域では冷水性の魚介類（ニッコウイワナ・ヤマメ等）、中・下流域では温水性の魚介類（コイ・オイカワ等）が中心に確認されており、下流部の環境基準点における平均水温は 13℃程度（平均最高水温 22℃程度）と比較的低温域であることから、本水域については、冷水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当であると考えられる。

(i) 特別域について

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。

漁業協同組合に対するヒアリングでは、上流域や支川ではイワナ、下流域ではコイ、フナ等が産卵している可能性があるようだが、場所は散在的であることから、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

(ウ) 水域類型指定（案）について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状水質、水温、魚介類の生息状況を勘案すると、次表のとおりとすることが適当であると考えられる。

また、いずれの地点においても全亜鉛が水生生物保全水質環境基準以下であるため、達成期間は直ちに達成とすることが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
宮川	河川生物 A	直ちに達成	細工名橋

注) 水域類型の欄は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号（水質汚濁に関する環境基準について）別表 2 の 1(1)イに掲げる類型を示す。

(5) 旧宮川

(ア) 検討結果

旧宮川全域の情報を整理すると表 3-5-8 のとおりである。

表 3-5-8 旧宮川に関する類型指定の判断情報

区 間	旧宮川	
水質類型	B 類型	
水温分布	平均水温：14 °C (13～14 °C) 平均最高水温：23.5 °C (22～24 °C)	
河床材料	礫、砂、泥	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	—	—
現地調査	—	コイ、ギンブナ、オイカワ、ウグイ、ドジョウ、ヌカエビ
ヒアリング調査	—	コイ、フナ、ウグイ

温水性の魚介類（ギンブナ・オイカワ等）のみが確認されるが、冷水性の魚介類はみられないことから、温水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当であると考えられる。

(イ) 特別域について

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。

漁業協同組合に対するヒアリングでは、旧宮川全域でコイの産卵がみられるようだが、場所は散在的であることから、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

(ウ) 水域類型指定（案）について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状水質、水温、魚介類の生息状況を勘案すると、次表のとおりとすることが適当であると考えられる。

また、いずれの地点においても全亜鉛が水生生物保全水質環境基準以下であるため、達成期間は直ちに達成とすることが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
旧宮川	河川生物 B	直ちに達成	丈助橋

注) 水域類型の欄は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号（水質汚濁に関する環境基準について）別表 2 の 1(1)イに掲げる類型を示す。

(6) 田付川

(7) 検討結果

田付川全域の情報を整理すると表 3-6-10 のとおりである。

表 3-6-10 田付川における類型指定の判断情報

区 間	田付川 (猫ノ尾橋より上流)		田付川 (猫ノ尾橋より下流)	
水質類型	A 類型		A 類型	
水温分布	平均水温 : 12.4 °C (11~12 °C) 平均最高水温 : 23.8 °C (20~24 °C)		平均水温 : 14.0 °C (13~14 °C) 平均最高水温 : 24.7 °C (22~25 °C)	
河床材料	岩、石、礫		石、礫、砂	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	ヤマメ	ウグイ	—	—
現地調査	ヤマメ、カジカ	ウグイ、ドジョウ	カジカ	コイ、ギンブナ、オイカワ、ウグイ、ドジョウ、ナマズ
ヒアリング調査	イワナ、ヤマメ	—	—	コイ、フナ、ウグイ

猫ノ尾橋より上流では、冷水性の魚介類（ヤマメ・カジカ）及び温水性の魚介類（ウグイ・ドジョウ）が確認されているが、広範囲で冷水性の魚介類がみられることから、冷水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当である。

また、猫ノ尾橋より下流でも、冷水性の魚介類（カジカ）及び温水性の魚介類（ウグイ・ドジョウ等）が確認されているが、現地調査から、ほぼ中間地点までカジカが生息していること及び下流の環境基準点での年平均水温が 13~14℃程度（平均最高水温 22~25℃程度）と比較的低温域であることから、本区間においても、冷水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当であると考えられる。

(イ) 特別域について

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。

漁業協同組合に対するヒアリングでは、上流域や支川ではイワナが産卵している可能性があるようだが、場所は散在的であることから、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

(ウ) 水域類型指定（案）について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状水質、水温、魚介類の生息状況を勘案すると、次表のとおりとすることが適当であると考えられる。

また、いずれの地点においても全亜鉛が水生生物保全水質環境基準以下であるため、達成期間は直ちに達成とすることが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
田付川	河川生物 A	直ちに達成	大橋
			下川原橋

注) 水域類型の欄は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号（水質汚濁に関する環境基準について）別表 2 の 1(1)イに掲げる類型を示す。

(7) 濁川

(ア) 検討結果

濁川全域の情報を整理すると表 3-7-10 のとおりである。

表 3-7-10 濁川における類型指定の判断情報

区 間	濁川（濁川橋までの上流）		濁川（濁川橋より下流）	
水質類型	A 類型		B 類型	
水温分布	平均水温：13.6 °C（13～14 °C） 平均最高水温：24.2 °C（21～25 °C）		平均水温：13.6 °C（13～14 °C） 平均最高水温：25.7 °C（22～27 °C）	
河床材料	石、礫、砂		石、礫、砂	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
	既存資料調査	ヤマメ、カジカ コイ、ギンブナ、ナガブナ、 オイカワ、ウグイ、ドジョウ、 トウヨリノボリ	—	コイ、ギンブナ、オイカワ、 ウグイ、ドジョウ
	現地調査	ニッコウイワナ、ヤマメ、 カジカ ウグイ、ドジョウ	—	コイ、ギンブナ、オイカワ、 ウグイ、ドジョウ、トウヨ シノボリ、ヌカエビ
	ヒアリング調査	イワナ、ヤマメ	—	—
			—	コイ、フナ、ウグイ

i) 濁川橋までの上流

冷水性の魚介類（ニッコウイワナ・ヤマメ等）及び温水性の魚介類（ウグイ・ドジョウ等）が確認されており、ヤマメ及びカジカ等の冷水性の魚介類が広く確認されていることから、本区間においては、冷水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当であると考えられる。

ii) 濁川橋より下流

冷水性の魚介類はみられず、温水性の魚介類（ギンブナ・オイカワ等）のみが確認されていることから、本区間においては、温水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当であると考えられる。

(イ) 特別域について

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。

漁業協同組合に対するヒアリングでも、特に保護上重要な水域はないことから、産卵場所等の保全が必要な特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

(ウ) 水域類型指定（案）について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状水質、水温、魚介類の生息状況を勘案すると、次表のとおりとすることが適当であると考えられる。

また、いずれの地点においても全亜鉛が水生生物保全水質環境基準以下であるため、達成期間は直ちに達成とすることが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
濁川（濁川橋までの上流）	河川生物 A	直ちに達成	濁川橋
濁川（濁川橋より下流）	河川生物 B	直ちに達成	山崎橋

注） 水域類型の欄は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号（水質汚濁に関する環境基準について）別表 2 の 1(1)イに掲げる類型を示す。

(8) 東山ダム貯水池

(ア) 検討結果

東山ダム貯水池の情報を整理すると表 3-8-8 のとおりである。

表 3-8-8 東山ダム貯水池における類型指定の判断情報

区 間	東山ダム貯水池	
水質類型	湖沼 A 類型	
水温分布	表層平均水温：17.2 °C (15~18 °C) 表層平均最高水温：25.7 °C (23~27 °C)	
河床材料	砂、泥	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	イワナ	コイ、フナ属、ウグイ
現地調査	ヤマメ	コイ、フナ属、ウグイ
ヒアリング調査	サクラマス (ヤマメの降海型)	コイ、ウグイ

冷水性の魚介類（ニッコウイワナ等）及び温水性の魚介類（コイ・ウグイ等）が確認され、ヒアリング調査ではサクラマス（ヤマメの降海型）が確認されていることから、本水域は冷水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当であると考えられる。

(イ) 特別域について

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。

漁業協同組合に対するヒアリングでは、上流域及び支川ではイワナ及びヤマメの産卵が行われている可能性があるようだが、場所が散在的であることから、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

(ウ) 水域類型指定（案）について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状水質、水温、魚介類の生息状況を勘案すると、次表のとおりとすることが適当であると考えられる。

また、いずれの地点においても全亜鉛が水生生物保全水質環境基準以下であるため、達成期間は直ちに達成とすることが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
東山ダム貯水池	湖沼生物 A	直ちに達成	東山ダムサイト

注) 水域類型の欄は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号（水質汚濁に関する環境基準について）別表 2 の 1(1)イに掲げる類型を示す。

(9) 谷田川

(7) 検討結果

谷田川全域の情報を整理すると表 3-9-10 のとおりである。

表 3-9-10 谷田川における類型指定の判断情報

区 間	谷田川	
水質類型	A 類型	
水温分布	平均水温：11.9℃（11～12℃） 平均最高水温：24.8℃（23～26℃）	
河床材料	石、礫、砂、泥	
魚類の生息状況	冷水性の魚介類	温水性の魚介類
既存資料調査	—	—
現地調査	ニッコウイワナ、ヤマメ	ギンブナ、オイカワ、ウグイ、ドジョウ、ナマズ、トウヨリノボリ
ヒアリング調査	イワナ、ヤマメ	コイ、ウグイ

上流域では冷水性の魚介類（ニッコウイワナ・ヤマメ）、中・下流域では温水性の魚介類（オイカワ・ドジョウ等）が中心に確認されているが、下流部の補助点における平均水温は 11～12℃程度（平均最高水温 23～26℃程度）と比較的低温域であることから、冷水性の魚介類が生息する水域に区分することが適当であると考えられる。

(i) 特別域について

水産資源保護法に基づく保護水面は設定されていない。

漁業協同組合に対するヒアリングでは、特に保護上重要な水域はないことから、特別域については設定しないことが適当であると考えられる。

(ウ) 水域類型指定（案）について

水質汚濁に係る環境基準類型指定の状況、現状水質、水温、魚介類の生息状況を勘案すると、次表のとおりとすることが適当であると考えられる。

また、いずれの地点においても全亜鉛が水生生物保全水質環境基準以下であるため、達成期間は直ちに達成とすることが適当であると考えられる。

水域の名称	水域類型	達成期間	環境基準点の名称
谷田川	河川生物 A	直ちに達成	谷田川橋

注) 水域類型の欄は、昭和 46 年環境庁告示第 59 号（水質汚濁に関する環境基準について）別表 2 の 1(1)イに掲げる類型を示す。